

# 岐阜県公報

令和七年十一月十八日

(火曜日)

目 次

告 示

道路の区域変更

瑞浪都市計画教育文化施設事業の認可

瑞浪都市計画駐車場事業の認可

都市計画下水道事業の変更認可（公共下水道）

公 示

土地改良区役員の住所の変更

土地改良区役員の退任

(道路維持課) 四八七  
(都市政策課) 四八七  
(同) 四八八  
(下水道課) 四八八

(西濃農林事務所) 四八八  
(揖斐農林事務所) 四八九

岐阜県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係方面は、令和七年十一月十八日から一週間岐阜県土整備部道路維持

課及び岐阜県下呂木木事務所において一般の総覽に供する。

令和七年十一月十八日

告 示

岐阜県知事 江崎禎英

県道		類の道種路	
白下川呂線		路線名	間
後	前	別前変後区域	
九・四 三・七	七・五 九・〇	員敷地の幅 ル(メート ル)	
三・四	三・四	延長 ル(メート ル)	
		備考	

岐阜県告示第四百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、瑞浪都市計画教育文化施設事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

## 一 施行者の名称

瑞浪市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

瑞浪都市計画教育文化施設事業  
一号 瑞浪駅北地区複合公共施設

## 三 事業施行期間

令和七年十一月十八日から  
令和十一年三月三十一日まで

## 四 事業地

岐阜県瑞浪市寺河戸町字沖中及び字蟹淵及び字道下 地内

收用の部分 岐阜県瑞浪市寺河戸町字沖中及び字蟹淵 地内  
使用の部分 なし

## 岐阜県告示第四百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、瑞浪都市計画駐車場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次とのおり告示する。

令和七年十一月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

## 四 事業地

岐阜県瑞浪市寺河戸町字沖中、字蟹淵及び字道下 地内  
使用の部分 なし

## 岐阜県告示第四百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により多治見都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年十一月十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

## 一 施行者の名称

多治見市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

多治見都市計画下水道事業 多治見市公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和四十四年十一月一十三日から

## 四 事業地

令和十三年三月三十一日まで

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

## 一 施行者の名称

瑞浪市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

瑞浪都市計画駐車場事業  
二号 瑞浪市営駅北駐車場

## 三 事業施行期間

令和七年十一月十八日から  
令和十一年三月三十一日まで

土地改良区役員の住所の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次とおり土地改良区の役員の住所が変更になつた旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年十一月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

## 住所変更した役員

土 改 良 区 名 地	役 名 氏	名	変 更 前 住 所	變 更 後 住 所
大垣市 理 事	石 田 仁		大垣市外野一丁目四 六一番地	大垣市高屋町三丁目 大五番地
改 良 区 名 地	役 名 氏	名	大五番地 大垣駅前 五アパレ 号ス	大垣駅前 五アパレ 号ス

## 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次とのおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年十一月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

## 退任した役員

土 改 良 区 名 地	年 月 日 任	役 名 氏	名 住
揖東土地 改良区	令和 七 〇 ・ 一 〇	理事 小川信勝	揖斐郡大野町大字中之元八四七番地八 所

令和七年十一月十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社